

令和4年5月定例教育委員会 会議録

令和4年5月31日(火)
粕屋町役場2階防災会議室
9:30~10:10

- 出席委員 西村 久朝 教育長
青木 政広 委員(職務代理)
舎川 真理 委員
長 順子 委員
青木 知香 委員
- 欠席委員 なし
- 傍聴人 なし
- 事務局 黒田 道明 学校教育課長
白井賢太郎 社会教育課長
井手 正治 学校給食共同調理場所長
渡辺 剛 子ども未来課長
有得 辰俊 指導主事

1). 教育長挨拶

- ・体育会・運動会参観について
- ・今年度の各行事の実施に向けた基本方針について

2). 教育長からの報告

<管内教育長会報告> 令和4年5月26日(木) リモート

- (1) 市町村立学校管理職試験について
- (2) 条件付教員等の業績評価の実施時期と評価書の提出について
- (3) 福岡教育事務所「人事管理班による新任校長訪問」実施要項
- (4) 令和4年度福岡教育事務所管内における課題解決に向けて
- (5) 令和3年度教育の情報化の推進状況調査概要
- (6) 教科指導コンサルティング講座の実施
- (7) 各市町の教育施策一覧
- (8) 若年教員研修等について

<粕屋町教育委員会事務局より>

- 条件付教員等の業績評価書の提出について

3). 審議・協議

(青木政広委員)

学校教育課から、3件審議事項がございます。

説明をお願いいたします。

(黒田学校教育課長)

1点目、学校評議員の委嘱同意について説明いたします。

粕屋町学校評議員運用規程に基づき、評議員選任に承認をいただきたいものです。

規程(2条により)「校長の推薦により、教育委員会が委嘱する」と規定されています。

評議員は各校5名以内、1年間の任期となります。

委員の役割としては、「校長は、学校運営に関し、自己の職務に関する事項について、学校評議員に意見を求め、その意見を参考にしつつ、学校運営を行う」というものです。

資料1ページ目が、学校からの推薦の一覧表です。一番右側が令和4年度です。

下線を引いている方は、初めて委嘱候補となる方で、次のページに、「推薦書」を付けていますので、詳細についてそちらでご確認をお願いいたします。

下線のない方は昨年度からの継続の方となります。

ご審議をお願いいたします。

(長委員)

粕屋西小学校の評議員候補の年数が長い状況です。次年度に向けて新しい方への移行が必要かと思われますので、お願いします。

(黒田学校教育課長)

学校に伝えます。規則以上の年数ですので、今年度新しい候補の方を探していただきたいと思えます。

(青木政広委員)

ほかにありませんか

なければ承認でよろしいでしょうか

(委員全員)

承認します

(青木政広委員)

2つめの審議事項について、学校教育課から説明をお願いいたします。

(黒田学校教育課長)

次に、学校運営協議会委員の委嘱同意について説明いたします。

粕屋町学校運営協議会規則に基づき、委員選任に承認をいただきたいものです。

規則(8条により)「委員の対象としては、保護者、地域住民、学校評議員、社会教育委員、関係行政機関の職員、その他校長が推薦した者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する」と規定されています。

委員は各校12名以内、1年間の任期となります。

委員の役割としては、「校長が学校経営・運営などについて、学校運営協議会の承認を得る」とされています。

資料8ページに、令和4年度の学校からの推薦の一覧表をつけています。

資料のなかで、新規に候補とした方については枠を黄色にしています。

それぞれの役職でなっていますので、新しい区長さんや学校評議員さん、PTAの方々を新規候補として上程しています。

また、参考に令和3年度の委員一覧を9ページに添付しています。

ご審議をお願いいたします。

(青木政広委員)

ご質問はありませんか

(舎川委員)

仲原小学校の候補者に自校管理職が入っていますが、対象外ではないですか？

(黒田学校教育課長)

ご指摘のとおり対象外です。削除をお願いします。

(青木政広委員)

ほかにありませんか

なければ承認でよろしいでしょうか

(委員全員)

承認します

(青木政広委員)

最後に、3つめの審議事項について、学校教育課から説明をお願いいたします。

(黒田学校教育課長)

資料10ページ目をお願いいたします。

最後は、粕屋町特別支援教育就学奨励費交付規則の一部改正についてです。

特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための助成制度です。

今回の改正は、大きく2つあります。

1つ目は、オンライン学習通信費を新たに支給対象とすること、

2つ目は、保護者が記載する交付申請書を改めるもので、記載方法をわかりやすくするためのものです。

オンライン学習通信費は、年額、1世帯7,000円です。

11ページ、12ページが改正文です。

1点目です。

13ページの新旧対照表をお願いします。14ページの第3条の(7)にオンライン学習通信費を条文追加しています。

第2条は、奨励費は、支給認定の収入基準が(就学援助は1.3倍、生活保護受給基準)2.5倍未満なのですが、このオンライン学習通信費だけが1.5倍未満という国の基準があり(国は低所得者支援として実施のため1.5倍未満)、粕屋町も同様に規定しています。それを条文の中に入れるにあたって、規程する条文をいれかえるような形にしたもので、「生活保護の教育扶助を受けているものをのぞく」、「就学援助を受けているものをのぞく」という条文を別に第2項にしたものです。

15ページは改正を含んだ全文

2点目の交付申請について、18、19ページに交付申請書の改正案を載せています。ご覧ください。

20ページ目が現行のもので、A3タイプのもので、国の参考様式はこちらなのですが、

改正案の方は、保護者記載分を表面、裏面を役場側と分けており、また、真ん中より下の「家族情報について」でチェック確認項目を入れ、記載箇所がわかりやすくなるようにしています。

これまでは20ページを「国の様式」、ということで使用するように示されていましたが、これが、「参考様式」と国が変更し、内容を満たしていれば、様式変更可能となりました。実際、記載の仕方でも問い合わせも多く、記載しやすいように様式を変更する近隣市町村も出ており、粕屋町も今回のオンライン学習通信費改正に合わせて、変更させていただきたいとご審議をお願いしているものです。よろしくをお願いいたします。

(青木政広委員)

ご質問はありませんか

(青木知香委員)

質問ではありませんが、基準についてこれまでは「2.5倍未満」一種類であったものが、今後、「1.5倍未満」も加わりますので、保護者への説明の際はわかりやすくお願いします。

(黒田学校教育課長)

わかりました。ありがとうございます。

(青木政広委員)

ほかにありませんか

なければ承認でよろしいでしょうか

(委員全員)

承認します

(青木政広委員)

基準が2種類になることで、事務も複雑になることと思います。給付誤りがないよう、十分注意して事務を行ってください。

それでは、審議事項はこれで3件終わりになります。みなさん、ありがとうございました。

続いて、各課からの連絡事項です。

4). 各課からの連絡事項

(1)学校教育課

学校教育説明会

あいさつ運動作品の募集

6月の行事予定

(2)社会教育課

人権作品の募集

6月の行事予定

(3)給食センター

6月の行事予定

(4)子ども未来課

6月の行事予定

5). 次回開催日時 令和4年6月30日(木)、14時00分～

管内教育長会 6月23日 リモート

昨年度 6月29日開催

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 西村 久朝

署名委員 青木 政広

署名委員 舎川 真理

署名委員 長 順子

署名委員 青木 知香

会議録調整者 黒田 道明
